

京都府緊急事態措置協力金について（情報提供）

1 対象期間の延長について

緊急事態宣言の期間が令和3年3月7日（日）まで延長されたことにより、「京都府緊急事態措置協力金」の対象期間についても同日まで延長されました。

詳細は、下記の京都府 WEB サイトをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin4.html>



2 支給申請の手続きについて

令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）までの間の「京都府緊急事態措置協力金」の申請手続きが始まります。

申請は、WEB 申請と郵送による申請の二通りあり、WEB 申請の申請用ページは、令和3年2月8日に開設される予定です。

申請期間：令和3年2月8日（月）～令和3年3月1日（月）まで
詳細は、下記の京都府 WEB サイトをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin3.html>



3 問い合わせ先

《協力金に関すること》

協力金コールセンター（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局）

TEL：075-365-7780 月曜日から土曜日の9時30分から17時30分

《緊急事態措置に関すること》

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL：075-414-5907 月曜日から金曜日の9時から17時



ご登録ください！会員向け公式 LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

2月4日現在の登録者数は123名です。ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社

海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL:0772 - 72 - 6070 FAX:0772-72-0822

Mail: info@kyotango.gr.jp